

**10月15日(月)～20日(土)は
子育て啓発週間**

10月の子育て啓発週間は、日ごろ、忙しいお父さんやお母さんと親子で触れ合いを楽しむことをテーマとします。

◎子育て啓発週間に行われる催し物

- おやつ作り (申し込み終了)
- 10月16日(火) 10時～12時 しんた21調理室
- 移動子育て支援センター
- 10月17日(水) 10時～12時 若草放課後児童クラブ
- お父さんと遊ぼう
- 10月20日(土) 10時～12時 中央子育て支援センター
- ▼ 問い合わせ 子育てG (☎055634)

**学校公開日『ふれあいDAY』
にお越しください**

『開かれた学校づくり』の取り組みとして、日ごろの学校の様子を市民の皆さんに公開します。

どなたでも参観できます。

▼月日・学校

- 11月1日(木)：幌別西・幌別東・青葉・鶯別・若草・登別・富岸小学校、西陵・鶯別・登別・緑陽中学校

- 11月2日(金)：幌別小学校、幌別中学校

▼公開時間 9時30分～14時30分

▼持ち物 上履き

※直接学校にお越しください。

▼問い合わせ 学校教育G (☎01162) または各小・中学校



必ず受診を

『新入学児童健康診断』

平成20年4月に小学校へ入学する児童の健康診断(簡易テスト含む)を行います。

この健康診断は、入学に当たっての健康指導や入学後の保健指導などに役立てる大切なものです。必ず受診してください。

▼対象 市内に住民票のある、平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた児童

※対象となる児童のいる世帯には、10月上旬に封書でご案内しますが、10月5日(金)までに届かない場合はお問い合わせください。

▼問い合わせ 学校教育G (☎01162)

▼申し込み 『申し込み』

▼問い合わせ 『問い合わせ』

中の『G』は『グループ』の略です

税源移譲による市・道民税への経過措置が設けられました

■住宅ローン控除

税源移譲に伴う所得税の税率減少により、住宅ローン控除限度額が納める所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。



このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、税源移譲前の税率で計算された所得税額で控除できた額との差額を、平成20年度以降の市・道民税の所得割額からも控除できるようになりました。

この経過措置を受けるには、その年の3月15日(平成20年は3月17日(月))までに、市へ申告する必要があります。

■年度間の所得変動のための経過措置

平成18年分の所得税が課税されていた方が、平成19年分の所得税が課税されなくなった場合、平成19年度分の市・道民税額を税源移譲前の税率で計算した市・道民税額まで減額する経過措置が設けられました。

この経過措置を受けるには、平成20年7月1日(火)から7月31日(木)までに、平成19年1月1日現在に住んでいた市町村へ申告をする必要があります。

※いずれも詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ
税務グループ (☎01155)**